

# 地域公共交通計画の別紙

(地域内フィーダー系統)

参考資料 1-2

令和6年6月 日

(名称) 広陵町地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

広陵町の公共交通は、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅、バス路線としては、①広陵町の東部を南北に縦断する高田・平端線、②中央部を通過する高田・竹取公園行き、③西部を走る王寺・五位堂駅行き、五位堂駅・馬見丘陵公園行き、五位堂駅・馬見南二丁目行きがあるが、このうち、①東部地区を走る唯一の路線である高田・平端線が利用者の減少によって平成21年2月末で休止となつた。また、これ以前にも、南東部地域の路線バスが廃止になり、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段の確保が最重要課題となつた。

真美ヶ丘ニュータウン地域についても、路線バスは比較的充実しているが、公共施設の多くが在来地域にあるため、町内のアクセス手段が課題となつてゐた。

こうしたなか、廃止路線やバス運行休止路線地域を中心として、平成21年4月から、運賃無料のコミュニティバス「広陵元気号」の運行を開始した。当初は、前日までの予約が必要となる「予約型乗合自動車」として運行していたが、平成24年2月に「定時定路線運行」に変更した。平成25年2月には運行ルート、ダイヤ及び車両の見直しを行つたが、その後もさらなる利便性向上を望む声が多く寄せられていた。

また、路線バスについても、町内と近鉄大和高田駅を結ぶ上記②路線の利用者が減少し、維持が困難であるという状況を受け、平成26年10月からは赤字部分を関係市町で負担することで、運行を維持している。

このような状況を踏まえ、鉄道・バス・タクシーの各公共交通が連携して、まちづくりと一体となった公共交通の構築に取り組むことが必要であると考え、広陵町の公共交通のマスターplanとなる「広陵町地域公共交通網形成計画」を平成28年5月に策定し、これに基づき、平成28年10月1日から広陵元気号を有料化した上で本格運行を開始した。

平成30年度には、運行に係る効果検証を実施した結果、大幅な見直しが必要となつたことから、令和元年10月1日から新たな運行計画で運行を開始した。

新たな運行計画での運行による利用実態及び利用者要望を踏まえ、令和3年10月から南部支線を再編し近鉄大和高田駅行きを増便した。

令和4年3月には、本町の公共交通施策のマスターplanとなる「広陵町地域公共交通計画」を策定し、既存の公共交通の維持・確保に加え、新たに自家用有償旅客運送及び病院の送迎バスなどの多様な移動手段との連携を図り、「~笑顔で出かけられるまち~」を将来像として掲げ、実現をめざすこととしている。

今後も広陵元気号を運行していく上で、大幅な運行赤字が生じることが想定されるが、公共交通での外出を確保することでクロスセクター効果が発揮されることや、高齢化の進行とともに、必要性もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として実施する。

## 地域公共交通計画の別紙

(地域内フィーダー系統)

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

令和3年度に策定した広陵町地域公共交通計画に基づき、広陵元気号の利用目的別利用者（令和2年度の実績：通勤・通学（駅）：15,016人、商業施設：13,103人、病院：903人、公共施設：13,575人）及び運賃収入（令和2年度の実績：3,878,050円）の約20%増、収支率7%（直近年度の実績6%）を目標とする。

直近の実績（令和5年度）は、広陵元気号の利用目的別利用者は通勤・通学（駅）：9,914人、商業施設：10,687人、病院：607人、公共施設：11,766人であり、運賃収入は4,380,640円、収支率は7%となっている。

（広陵町地域公共交通計画 P56 参照）

#### (2) 事業の効果

##### ア、広陵元気号 中央幹線

広陵町の中央部を南北に縦断し、「近鉄大和高田駅」から「はしお元気村」までを運行し、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

##### イ、広陵元気号 自家用有償旅客運送

リアルタイム予約型の自家用有償旅客運送により、広陵町内全域の公共・商業施設、各区・自治会内のリサイクルステーション等に設置する乗降場所、コープなんごう（大和高田市）及び当町が組合立て設置している国保中央病院（田原本町）を運行し、住民の買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域公共交通ネットワークの構築（広陵町・交通事業者・社会福祉協議会）
- ・奈良交通路線バスのあり方検討（広陵町・交通事業者・住民等）
- ・近隣自治体等との広域連携（広陵町・交通事業者）
- ・新たな移動手段の導入（広陵町・社会福祉協議会・交通事業者）
- ・情報発信及び住民意見の把握（広陵町・交通事業者・民間事業者・地域住民）
- ・モビリティ・マネジメントの実施（広陵町・交通事業者・地域住民）
- ・商業施設との連携（乗り入れ、ポイントカード制度拡充等）  
（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・利用環境の整備（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・ICT等を活用した移動手段の利便性向上及び普及活動（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・運転免許自主返納の促進（広陵町・交通事業者・民間事業者）
- ・まちじゅう図書館事業（広陵町）  
（広陵町地域公共交通計画 P37～53 参照）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表1」のとおり。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

広陵町から運行事業者への運行委託料については、運賃収入を運行経費から差し引いた額を負担することとしており、令和7年度の費用総額（当初契約額）は約5千5百万円を予定している。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・予約管理システムによる利用状況把握（自家用有償運送）
- ・乗務員による利用者数把握（中央幹線）

### 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

## 地域公共交通計画の別紙

(地域内フィーダー系統)

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

「表5」のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 地域公共交通計画の別紙

(地域内フィーダー系統)

### 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

### 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

#### (1) 事業の目標

※該当なし

#### (2) 事業の効果

※該当なし

### 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

### 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年6月27日 第42回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- ・広陵町地域公共交通計画で定めた目標値の達成状況について
- ・広陵町地域公共交通利便増進計画（案）について

令和5年8月23日 第43回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・広陵元気号再編について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画変更届について

令和6年1月25日 第44回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- ・広陵町地域公共交通計画の改定について
- ・広陵町地域公共交通利便増進計画について

令和6年3月27日 第45回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和6年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算（案）について
- ・令和6年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について
- ・広陵町地域公共交通活性化協議会規約について
- ・広陵町地域公共交通計画（改定案）について（報告）

令和6年5月17日 第46回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和5年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算（案）について
- ・令和5年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業報告（案）について
- ・令和6年度実施事業の進捗報告について（報告）
- ・広陵町地域公共交通活性化協議会規約について（報告）

令和6年6月25日 第47回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域公共交通計画認定申請（案）について
- ・広陵町地域公共交通計画の中間評価について

## 地域公共交通計画の別紙

(地域内フィーダー系統)

### 19. 利用者等の意見の反映状況

○広陵町地域公共交通活性化協議会には、利用者代表として商工会、町議会、区長・自治会長会、老人クラブ連合会、婦人会から各1人、合計5人参加している。

○以下のような公共交通に関するアンケート調査を実施した。

#### 《住民アンケート調査①》

- ・調査対象：15歳以上（中学生を含む。）の広陵町在住者、2,000人
- ・調査方法：郵送配布・回収
- ・調査期間：平成30年10月16日から10月31日まで

#### 《広陵元気号利用者アンケート調査》

- ・調査対象：広陵元気号の利用者 292人
- ・調査方法：職員による聞き取り及び車内配布・回収
- ・調査期間：平成30年10月18日から10月31日まで

#### 《住民アンケート調査②》

- ・調査対象：15歳以上（中学生を含む。）の広陵町在住者、2,000人
- ・調査方法：郵送配布・回収
- ・調査期間：令和3年11月19日から12月28日まで

#### 《住民ワークショップ①》

- ・実施回数：3回
- ・実施日：平成31年1月26日（13人）、平成31年2月16日（13人）  
平成31年3月9日（10人）

・参加者募集方法：上記住民アンケート調査①内で希望者を募った。

#### 《住民ワークショップ②》

- ・実施回数：3回
- ・実施日：令和4年8月6日（12人）、令和4年8月27日（10人）  
令和4年9月17日（8人）

・参加者募集方法：上記住民アンケート調査②内で希望者を募った。

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

(所 属) 広陵町役場企画総務部総合政策課

(氏 名) 前田 凌佑

(電 話) 0745-55-1001

(e-mail) sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。